

## 太田市重度身体障がい者（児）住宅改造費補助要綱

（趣旨）

第1条 下肢、体幹、視覚若しくは上肢に重度の障がいを有する者及び児童（以下「障がい者」という。）又は障がい者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障がい者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対し、補助することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象）

第2条 この補助金の対象は、次の各号のいずれにも該当する者のために行う、新築を除く浴室、便所、玄関、台所その他市長が特に必要と認めた工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業とする。

(1) 市内に居住する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号により、次のいずれかに該当する者

ア 下肢の障がい者で1・2級のもの

イ 体幹の障がい者で1・2級のもの

ウ 下肢及び体幹の重複障がいで1・2級のもの

エ 視覚の障がい者で1級のもの

オ 上肢の障がいで1・2級のもの（それぞれの上肢に4級以上の障がいのあるもの）

(4) 当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者

（補助額）

第3条 補助額は、改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額とし、補助限度額は、補助基本額60万円の6分の5の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

（補助の回数）

第4条 この要綱による補助は、原則として障がい者1人につき1回とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（補助事業等の執行についての市長の承認）

第5条 この補助金の交付決定を受けた者が、事業の内容を著しく変更し、又は

事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 太田市補助金等に関する規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前条に該当するとき。

(検査)

第7条 市長は、この補助金に関し、申請者に対して、当該事業に関する報告を求め、又は関係職員に必要な検査をさせ、若しくは必要な指示をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。